

政令第 号

土地基本法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、土地基本法等の一部を改正する法律（令和二年法律第十二号）附則第一項第二号及び第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

土地基本法等の一部を改正する法律附則第一項第二号に掲げる規定の施行期日は令和二年六月十五日とし、同項第三号に掲げる規定の施行期日は同年九月二十九日とする。

理 由

土地基本法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める必要があるからである。